



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○河川区域の変更による廃川敷地等……………(建設局河川部指導調整課)…二

告示(公)

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………四

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…六

告示

●東京都告示第九百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

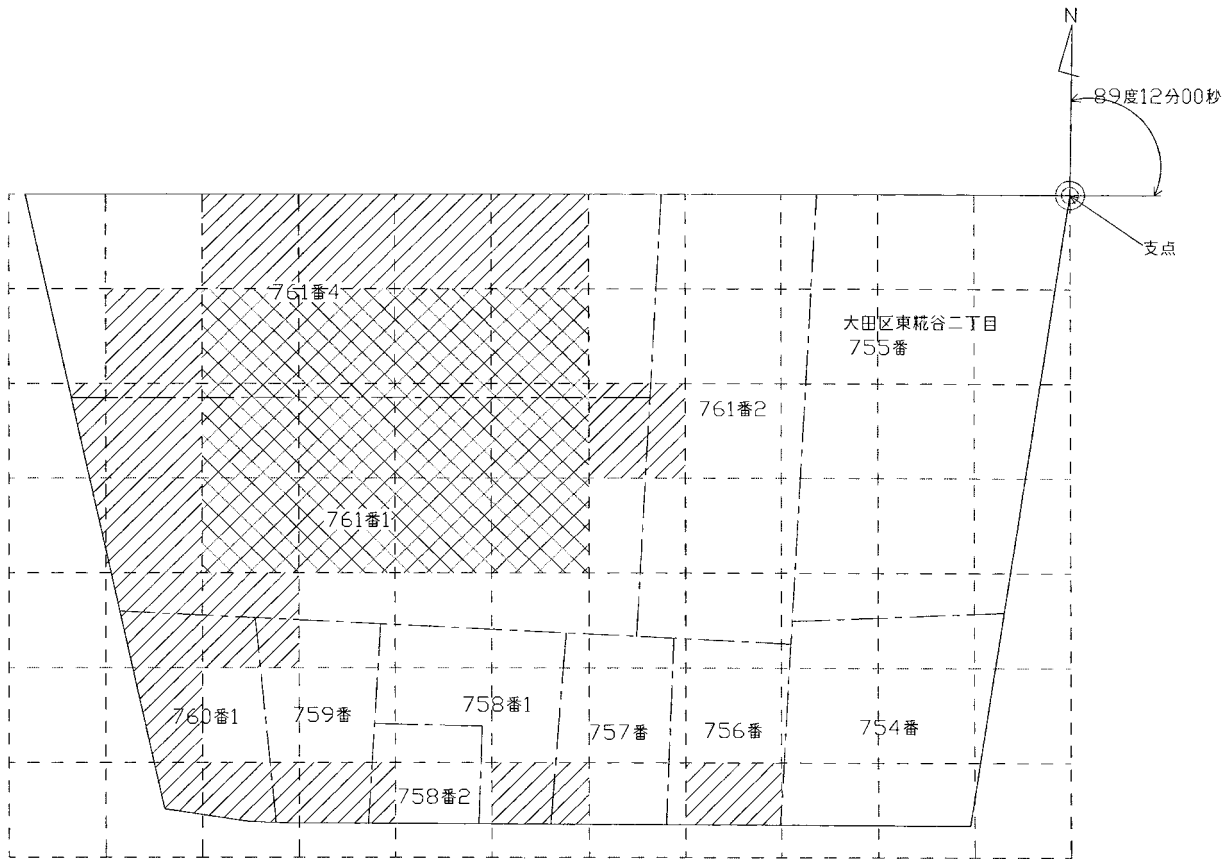
平成二十七年六月八日

東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東糀谷二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第934号により指定した区域)

【支 点】

支点は、大田区東糀谷二丁目755番の最北端とする。

【格子の回転角度(89度12分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百五十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、平成二十七年六月五日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

東京都知事 舩 添 要 一

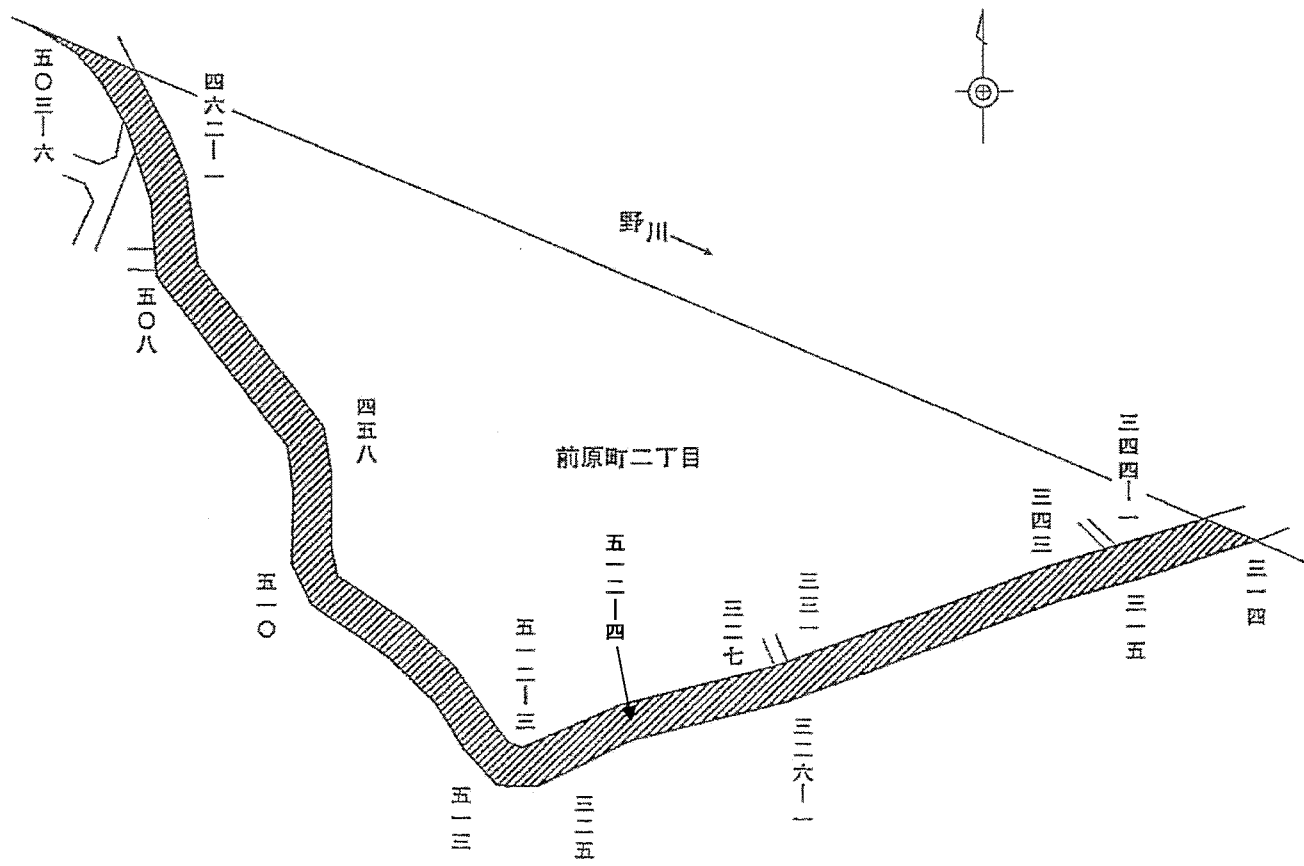
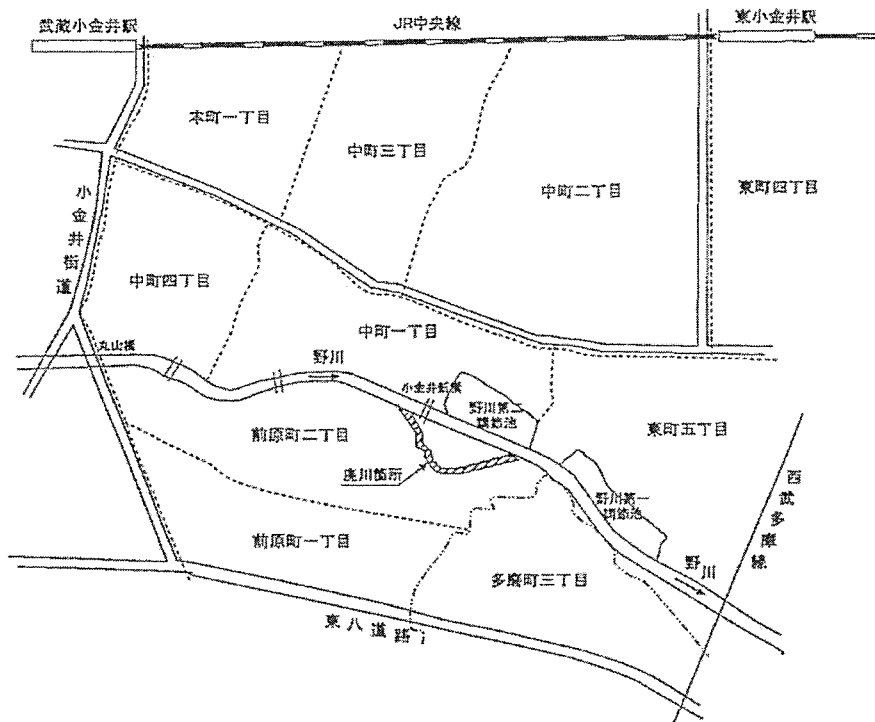
- 一 河川の名称
多摩川水系一級河川野川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十七年六月五日
- 三 廃川敷地等の位置
小金井市前原町二丁目五百十二番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
別図表示のとおり

多摩川水系一級河川野川廃川箇所図

小金井市前原町二丁目地内

廃川敷地等 (河川管理施設を含む。)

廃川面積 二、八九二・三九平方メートル



告示（公）

●東京都公安委員会告示第206号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成27年6月8日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 日時

平成27年6月16日（火曜日） 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本都内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

中野区上高田二丁目40番22号

小野寺 主行

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に

関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンク・オブリバティ

三 代表者の氏名

田端 孝司

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目二十九番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を対象にした生活支援に関連する施設の設定・運営を主要な事業とし、精神障害者の地域生活を支援する活動の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ホサナ

三 代表者の氏名

泉田 昭

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区桜台一丁目十二番五号 栖鳳マンション

二階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、および共同生活援助事業を行う。地域で生活している精神障害者のための共同作業所「ホサナショップ」、精神障害者が将来、自立して地域で生活するための精神障害者グループホーム「ホサナホーム」・「第二ホサナホーム」、また相互支援を基盤とする地域リハビリテーションモデルであるクラブハウスの「シンプルライフ」を運営する。施設運営の他、精神障害者に関する理解と支援に関する啓蒙事業を行うことで精神障害者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人重症心身障害児支援事業メロディ

三 代表者の氏名

麻生 千恵美

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市朝日町一丁目二十二番地六十五

五 定款に記載された目的

この法人は、重症心身障害児（者）に対して、療育及び家族支援が目的である。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人南青山ビューティースクール</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 晃宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目三十五番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、美容に関する事業を行うことにより、もつて女性の社会活動を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人市民がつくる政策調査会</p> <p>三 代表者の氏名 坪郷 實</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋二丁目八番九号 ニューシティ ハイツ飯田橋四〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、市民生活および市民団体の活動における主要な課題について、その解決に向けた調査研究その他の諸活動を行うとともに市民・団体への支援を行い、市民社会の成熟に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年六月八日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人海さくら</p> <p>三 代表者の氏名 古澤 純一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区柿の木坂一丁目二十三番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象とし、楽しみながら環境問題を考える美化活動および環境に関する教育・啓発・講演・出版事業ならびに環境に関するイベントの開催事業を行い、主体的に環境問題を考える人の輪を広げることにより、次世代の地球環境の改善と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・バン格拉デシユ文化交流会</p>	<p>三 代表者の氏名 松本 智子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都狛江市西野川四丁目三十八番三十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、バン格拉デシユ人民共和国の農村に暮らす人々の、生活向上に関する活動を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりを目指して協力活動・交流活動を推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エドテックグローバル</p> <p>三 代表者の氏名 金野 索一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前六丁目三十四番三号 原宿バード ントハイター〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 世界から戦争と過度な貧困をなくすため、発展途上国(主にアフリカ・西アジア)の貧困層の小学生・中学生・高校生向けに無料でプログラミング教育を提供する新たなフリースクールを創設・運営する。現在、世界で不足しているプログラマー・エンジニアを育成するとともに、ICシステムを通じてソーシャルグッドなリーダーをアフリカ・西アジアで育成・輩出していく。</p>

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

このフリースクールによって、1)途上国の個人の仕事確保と自立、2)途上国の経済的自立、3)個人の情報・ICTリテラシー向上による、国家、社会の透明性・双方向性の促進、4)ICT教育とそれに付随した多様な教育拡大での民度の向上による、反民主主義的な国家権力の出現度の低下を実現し、世界平和と過度な貧困の是正を行う。

上記、発展途上国(主にアフリカ・西アジア)の貧困層向けフリースクールのフェロー養成を目的とするともに、日本が抱える地方衰退の課題に対してICTを活用して産業をおこし雇用を増加させる地方創生のリーダーを養成するため、日本国内にもプログラミング教育やファシリテーション、英語を教えるための教育機関を創設・運営する。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月八日

東京都知事 舛添 要一

- 一 店舗名 新宿中村屋ビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号
- 三 設置者名 株式会社社中村屋
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目二十六番十三号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)新宿中村屋ビル
- 六 変更後の店舗名 新宿中村屋ビル
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社中村屋ほか一名
- 九 変更日 平成二十六年十月二十九日
- 十 届出日 平成二十七年四月二十一日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 平成二十七年六月八日から同年十月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

東京都知事 舛添 要一

- 一 店舗名 江川ビル
- 二 店舗所在地 足立区舎人六丁目一番六号
- 三 設置者名 江川 善弘
- 四 意見
- ア 聴取者 足立区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成二十七年四月二十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十七年六月八日から同年七月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001
定価 一箇月 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
印刷 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社
印刷 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002